

## 2 所管施設等

### (1) 所管施設等一覧表（総括）

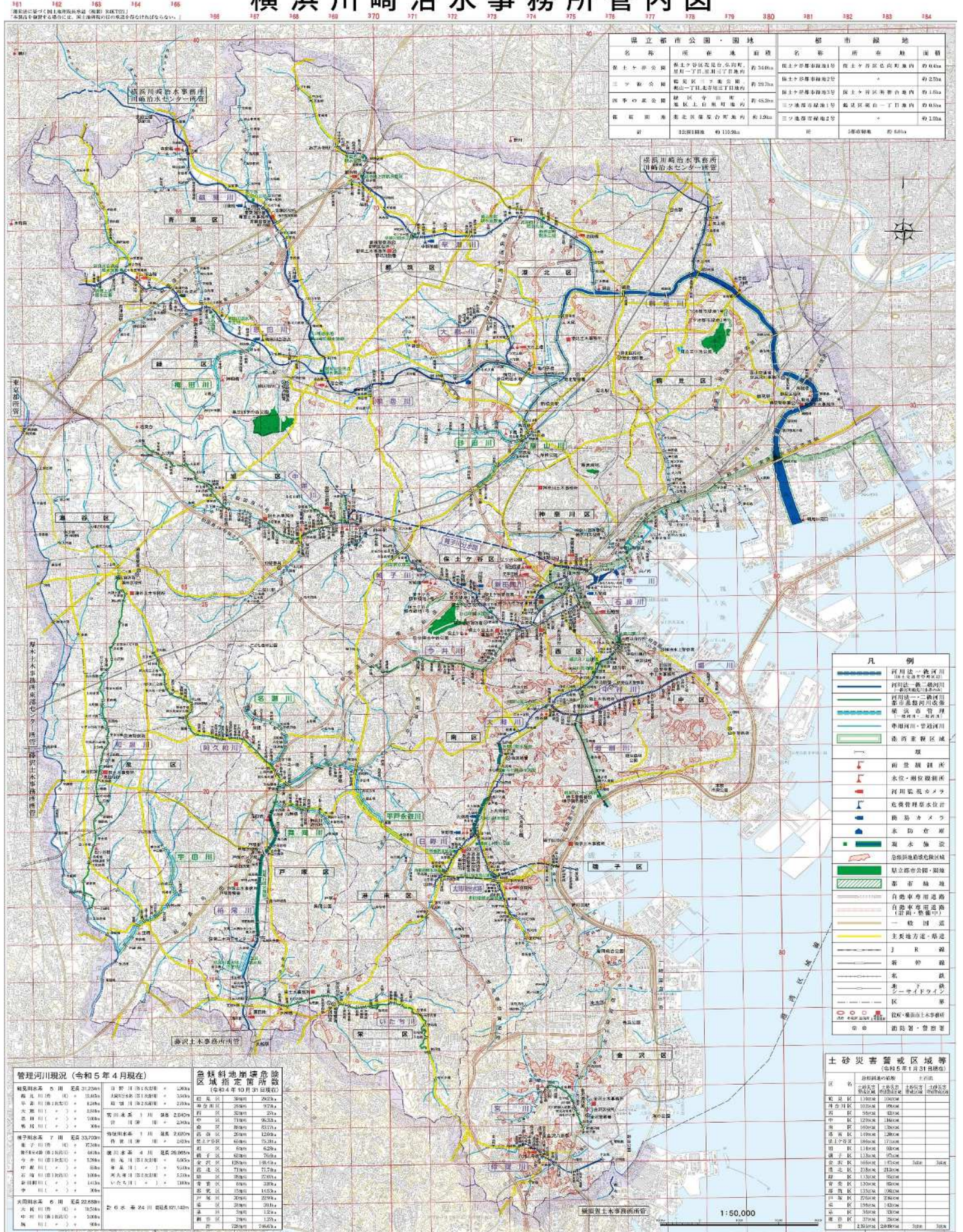
令和6年4月1日現在

所管施設名など		水系名・区域数など	
河川	河川（県管理） 計6水系 【計24河川】	① 鶴見川 水系	
		② 帷子川 水系	
		③ 大岡川 水系	
		④ 宮川 水系	
		⑤ 侍従川 水系	
		⑥ 境川 水系	
急傾斜地 （土砂災害対策）	急傾斜地崩壊危険区域 【根拠法令；急傾斜地法】		
	土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 【根拠法令；土砂災害防止法】	急傾斜地の崩壊	計 2,394 区域
		土石流	計 3 区域
	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 【根拠法令；土砂災害防止法】	急傾斜地の崩壊	計 2,047 区域
		土石流	計 3 区域
都市公園等	県立都市公園		
	園地		
	都市緑地		
	① 保土ヶ谷 公園		
	② 三ツ池 公園		
③ 四季の森 公園			
① 篠原園地			
① 保土ヶ谷 都市緑地1号			
② 保土ヶ谷 都市緑地2号			
③ 保土ヶ谷 都市緑地3号			
④ 三ツ池 都市緑地1号			
⑤ 三ツ池 都市緑地2号			



(2) 河川  
ア 所管(位置図)

横浜川崎治水事務所管内図



県立都市公園・園地			都市緑地		
名称	所在 地	面積	名称	所在 地	面積
東土ヶ谷公園	東土ヶ谷地区総合公園 第一丁目高層ビル跡地内	約 34.6ha	東土ヶ谷緑地第1号	東土ヶ谷地区高層ビル跡地内	約 0.6ha
三ツ池公園	鶴見区三ツ池公園 第一丁日本平第三丁目跡地	約 29.7ha	東土ヶ谷緑地第2号	東土ヶ谷地区高層ビル跡地内	約 1.5ha
四季の森公園	鶴見区寺田 第一丁目高層ビル跡地内	約 65.9ha	東土ヶ谷緑地第3号	東土ヶ谷地区高層ビル跡地内	約 1.5ha
新緑園地	東土ヶ谷地区総合公園内	約 1.9ha	三ツ池緑地第1号	鶴見区第一丁目内	約 0.5ha
計	2公園1園地	約 103.9ha	三ツ池緑地第2号	東土ヶ谷地区高層ビル跡地内	約 1.5ha
			計	5箇の緑地	約 6.1ha

凡例

- 河川法一級河川
- 河川法二級河川
- 河川法三級河川
- 河川法四級河川
- 河川法五級河川
- 河川法六級河川
- 河川法七級河川
- 河川法八級河川
- 河川法九級河川
- 河川法十級河川
- 河川法十一級河川
- 河川法十二級河川
- 河川法十三級河川
- 河川法十四級河川
- 河川法十五級河川
- 河川法十六級河川
- 河川法十七級河川
- 河川法十八級河川
- 河川法十九級河川
- 河川法二十級河川
- 河川法二十一級河川
- 河川法二十二級河川
- 河川法二十三級河川
- 河川法二十四級河川
- 河川法二十五級河川
- 河川法二十六級河川
- 河川法二十七級河川
- 河川法二十八級河川
- 河川法二十九級河川
- 河川法三十級河川
- 河川法三十一級河川
- 河川法三十二級河川
- 河川法三十三級河川
- 河川法三十四級河川
- 河川法三十五級河川
- 河川法三十六級河川
- 河川法三十七級河川
- 河川法三十八級河川
- 河川法三十九級河川
- 河川法四十級河川
- 河川法四十一級河川
- 河川法四十二級河川
- 河川法四十三級河川
- 河川法四十四級河川
- 河川法四十五級河川
- 河川法四十六級河川
- 河川法四十七級河川
- 河川法四十八級河川
- 河川法四十九級河川
- 河川法五十級河川
- 河川法五十一級河川
- 河川法五十二級河川
- 河川法五十三級河川
- 河川法五十四級河川
- 河川法五十五級河川
- 河川法五十六級河川
- 河川法五十七級河川
- 河川法五十八級河川
- 河川法五十九級河川
- 河川法六十級河川
- 河川法六十一級河川
- 河川法六十二級河川
- 河川法六十三級河川
- 河川法六十四級河川
- 河川法六十五級河川
- 河川法六十六級河川
- 河川法六十七級河川
- 河川法六十八級河川
- 河川法六十九級河川
- 河川法七十級河川
- 河川法七十一級河川
- 河川法七十二級河川
- 河川法七十三級河川
- 河川法七十四級河川
- 河川法七十五級河川
- 河川法七十六級河川
- 河川法七十七級河川
- 河川法七十八級河川
- 河川法七十九級河川
- 河川法八十級河川
- 河川法八十一級河川
- 河川法八十二級河川
- 河川法八十三級河川
- 河川法八十四級河川
- 河川法八十五級河川
- 河川法八十六級河川
- 河川法八十七級河川
- 河川法八十八級河川
- 河川法八十九級河川
- 河川法九十級河川
- 河川法九十一級河川
- 河川法九十二級河川
- 河川法九十三級河川
- 河川法九十四級河川
- 河川法九十五級河川
- 河川法九十六級河川
- 河川法九十七級河川
- 河川法九十八級河川
- 河川法九十九級河川
- 河川法一百級河川

管理河川現況 (令和5年4月現在)

河川名称	延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均流量 (m <sup>3</sup> /s)
新川	12.0	120	10
大川	15.0	150	12
中川	10.0	100	8
小川	8.0	80	6
...	...	...	...

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数 (令和4年10月31日現在)

河川名称	指定箇所数
新川	10
大川	15
中川	8
小川	6
...	...

土砂災害警戒区域等 (令和5年1月31日現在)

河川名称	延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均流量 (m <sup>3</sup> /s)
新川	12.0	120	10
大川	15.0	150	12
中川	10.0	100	8
小川	8.0	80	6
...	...	...	...



イ 各河川・取水庭・遊水地の現況

(7) 河川【1/2】

水系の名称	河川の名称				管理河川 延長 (m)	管理区間	指定告示		
	幹川名	第1次 支派川	第2次	第3次				起 点 (上流)	年 月 日
								終 点 (下流)	告 示 番 号
一級河川 鶴見川水系	鶴見川				12,445	水車橋下流端から	昭和42年5月25日		
						第3京浜橋梁 下流端まで	政令第75号		
	早淵川				8,249	中村大橋上流端から	昭和42年5月25日		
						高田橋上流端まで	政令第75号		
	大熊川				2,840	西原橋下流端から	昭和42年5月25日		
						鶴見川合流点まで	政令第75号		
	鴨居川				100	JR橋梁下流端から	昭和48年4月12日		
						鶴見川合流点まで	建設省告示第870号		
	恩田川				7,600	東京都界から	昭和42年5月25日		
						鶴見川合流点まで	政令第75号		
計5河川					31,234				
二級河川 帷子川水系	帷子川				17,340	大貫橋上流端から	昭和40年3月30日		
						築地橋を経て海まで	神奈川県告示第196号		
	中堀川				850	齋藤橋上流端から	昭和46年2月9日		
						帷子川合流点まで	神奈川県告示 第103号		
	帷子川 水路				6,610	帷子川分派点から	平成9年4月1日		
						金港橋を経て帷子川 合流点まで	神奈川県告示 第358号		
	今井川				5,590	横浜新道上流端から	昭和46年2月9日		
						帷子川合流点まで	神奈川県告示 第103号		
	石崎川				1,600	帷子川分派点から	昭和40年3月30日		
						浅山橋を経て帷子川 合流点まで	神奈川県告示 第196号		
新田間川				1,413	帷子川分派点から	昭和40年3月30日			
					幸川分派点から	神奈川県告示 第196号			
幸川				300	帷子川分派点から	昭和40年3月30日			
					新田間川合流点まで	神奈川県告示 第196号			
計7河川					33,703				

【2/2】

水系の名称	河川の名称				管理河川 延長 (m)	管理区間	
	幹川名	第1次 支派川	第2次 支派川	第3次 支派川		起点(上流)	指定告示 年月日
						終点(下流)	告示番号
二級河川 大岡川水系	大岡川				10,540	天谷橋上流端から	昭和40年3月30日
						山王橋、大江橋を経て海まで	神奈川県告示第196号
		大岡川 分水路			3,640	日野川分派点から	昭和56年11月20日
				海まで		神奈川県告示第974号	
		日野川			1,900	日野橋下流端から	昭和56年11月20日
				大岡川合流点まで		神奈川県告示第974号	
		中村川			3,000	大岡川分派点から	昭和40年3月30日
			久良岐橋を経て西の橋下流端まで	神奈川県告示第196号			
		堀割川		2,700	中村川分派点から	昭和40年3月30日	
			八幡橋を経て海まで		神奈川県告示第196号		
	堀川			900	西の橋下流端から	昭和40年3月30日	
			海まで		神奈川県告示第196号		
計6河川					22,680		
二級河川 宮川水系	宮川				2,040	侍橋上流端から	昭和56年11月20日
						海まで	神奈川県告示第974号
計1河川					2,040		
二級河川 侍従川水系	侍従川				2,620	大道橋下流端から	昭和40年3月30日
						海まで	神奈川県告示第196号
計1河川					2,620		
二級河川 境川水系		柏尾川			6,665	平戸川・阿久和川合流点から	昭和40年3月30日
						鎌倉市堺まで	神奈川県告示第196号
			阿久和川		5,510	堂村橋上流端から	昭和47年3月31日
						柏尾川合流点まで	神奈川県告示第413号
		いたち川		7,180	神戸橋上流端から	昭和46年2月9日	
					柏尾川合流点まで	神奈川県告示第103号	
	和泉川			9,510	二ツ橋上流端から	昭和47年3月31日	
					境川合流点まで	神奈川県告示第413号	
計4河川					28,865		
合計	6水系	24河川			121,142		

(イ) 取水庭

名 称	河 川 名	設置年度	施 設 内 容
日 野 川 庭 取 水 庭	日 野 川	昭和 55 年度 (1980 年度)	(水 門) ◆型 式 <u>ステンレス鋼製ローラーゲート</u> 高さ 6.05m×幅 7.68m  設 計 水 深 5.45m 操 作 水 深 5.45m 揚 程 6.05m 水 密 方 式 前面3方ゴム水密 開 閉 速 度 0.3m/分 自家発電機
大 岡 川 庭 取 水 庭	大 岡 川	昭和 56 年度 (1981 年度)	(水 門) ◆型 式 <u>ステンレス鋼製ローラーゲート</u>  高さ 6.7m×幅 4.77m  設 計 水 深 5.8m 操 作 水 深 5.8m 揚 程 6.8m 水 密 方 式 前面3方ゴム水密 開 閉 速 度 0.3m/分 自家発電機
帷子川分水路 取 水 庭	帷 子 川	平成 9 年度 (1997 年度)	(水 門) ◆型 式 <u>鋼製ガータ構造ローラーゲート</u> 高さ 5.2m×幅 6.5m 3 門  設 計 水 深 4.8m 操 作 水 深 4.8m 揚 程 5.2m 水 密 方 式 前面3方ゴム水密 開 閉 速 度 0.3m/分 自家発電機 (固定堰) 型 式 高さ 5.2m×幅 16.5m 設 計 水 深 4.8m

(ウ) 遊水地

名 称	河 川 名	設置年度	施 設 内 容
金井遊水地	柏尾川	昭和59年度 (1984年度)	<p>(水門) ◆型式 <u>ステンレス製スライド</u> 高さ 1.2m×幅1.2m 2門</p> <p>設計水深 3.938m 操作水深 3.938m 揚程 1.3m 水密方式 4方両面水密 開閉時間 8分以内 自家発電機</p> <p>(水位計) 1 ゲート部 1基 (水門開閉判断用) 本川水位 1基 (水門開閉判断用) 地内水位 2 越流堤部 本川水位 1基 (越流判断用) 3 吉田橋大橋上流右岸部 本川水位 1基 (地内警報発令用) サイレン 管理棟屋上 1基 越流堤部 1基</p>
川和遊水地	鶴見川	平成19年度 (2007年度)	<p>(水門) ◆型式 <u>鋼製スライドゲート</u> 高さ 1.0m×幅1.0m</p> <p>設計水深 5.255m 操作水深 5.255m 揚程 1.0m 水密方式 後方4方ゴム水密 開閉速度 0.524m/分 自家発電機</p> <p>(水位計) 1 ゲート部 1基 (水門開閉判断用) 本川水位 1基 (水門開閉判断用) 地内水位 2 越流堤部 堤頂部水位 1基 (越流判断用) 3 越流堤上流 本川水位 1基 (地内警報発令用) 放送設備 (スピーカー) ゲート部 1基 越流堤部 1基 放流警報盤 管理棟外壁 1基</p>

(3) 急傾斜地(土砂災害対策)

ア 急傾斜地崩壊危険区域の現況

(7) 区域指定状況等(全体)

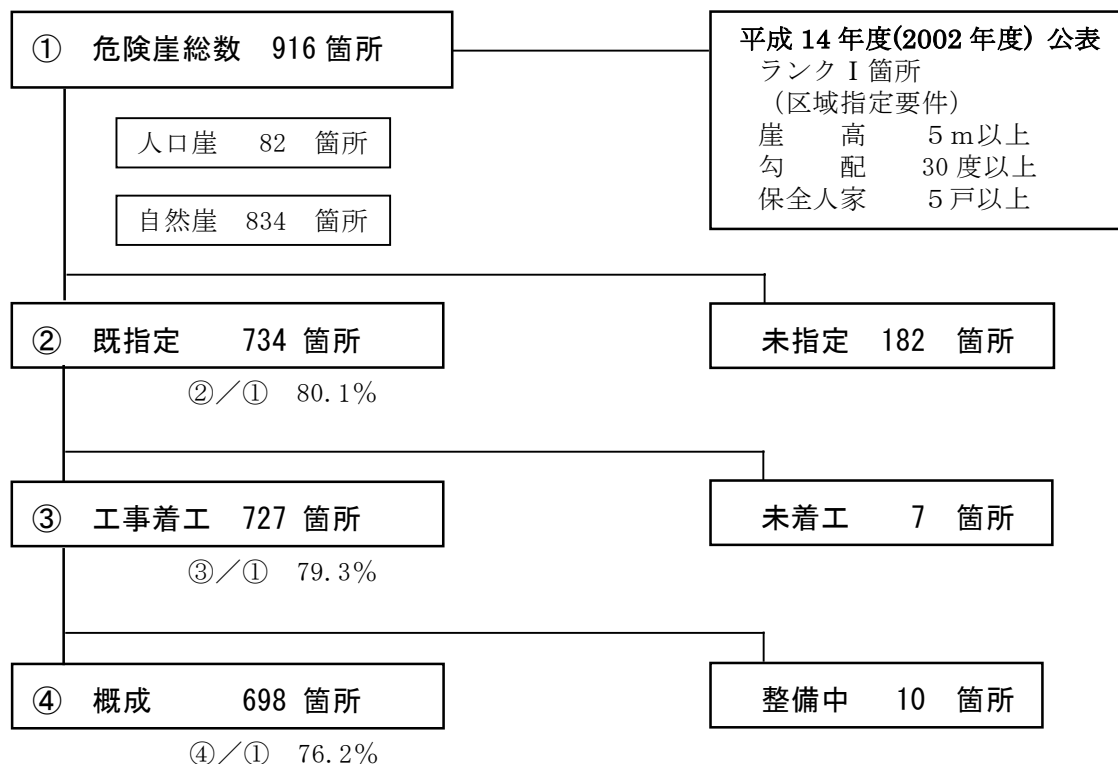
令和6年3月31日現在

区名	指定箇所数	区域面積(ha)	左のうち、令和5年度に指定したもの				備考
			新規		拡大		
			箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
鶴見	39	29.23	—	—	—	—	
神奈川	24	9.79	—	—	—	—	
西	32	27.00	—	—	—	—	
中	71	96.32	—	—	—	—	
南	86	83.76	—	—	—	—	
港南	28	13.49	2	1.45	—	—	
保土ヶ谷	65	75.31	—	—	—	—	
旭	6	6.28	—	—	—	—	
磯子	62	76.60	—	—	—	—	
金沢	130	149.17	1	0.05	—	—	
港北	71	71.74	—	—	—	—	
緑	28	27.07	—	—	—	—	
青葉	6	3.89	—	—	—	—	
都筑	15	14.53	—	—	—	—	
戸塚	31	23.38	—	—	—	—	
栄	34	39.10	—	—	—	—	
泉	4	1.45	—	—	—	—	
瀬谷	2	1.27	—	—	—	—	
合計	734	749.4	3	1.50	0	0.00	

イ 工事着工(概成)等の状況

令和6年3月31日現在

区域	平成14年度(2002年度)総点検 ①	指定箇所 ②	着工箇所 ③	概成箇所数		未着工数	概成率 ④/① (%)
				令和5年度	累計 ④		
鶴見	57	39	38		36	1	63.2
神奈川	39	24	24		23	0	59.0
西	26	32	32		32	0	123.1
中	71	71	71		69	0	97.2
南	81	86	85		80	1	98.8
港南	57	28	28	1	26	0	45.6
保土ヶ谷	85	65	63	2	62	2	72.9
旭	19	6	6		6	0	31.6
磯子	67	62	62	2	62	0	92.5
金沢	93	130	129	1	124	1	133.3
港北	88	71	70		67	1	76.1
緑	40	28	27		27	1	67.5
青葉	26	6	6		6	0	23.1
都筑	18	15	15		15	0	83.3
戸塚	83	31	31		25	0	30.1
栄	56	34	34		33	0	58.9
泉	7	4	4		3	0	42.9
瀬谷	3	2	2		2	0	66.7
合計	916	734	727	6	698	7	76.2



※1 「一部概成」は、上記の「概成」「整備中」に含まない

未着工箇所 内訳

公共 (予定)	1
県単 (予定)	4
開発により対策不要	2
計	7

【参考】工事採択基準

条 件	急傾斜地崩壊対策事業		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	
	公 共	県 単		人家に被害が有り
傾 斜 度	30度以上	30度以上	30度以上	30度以上
高 さ	※10m以上	5m以上	10m以上	5m以上
保 全 人 家	10戸以上	5戸以上	5戸以上	5戸以上
事 業 費	7,000万円以上	—	1,500万円以上	1,500万円以上
状 態	自 然 崖 移 転 適 地 無	自 然 崖 移 転 適 地 無	自 然 崖 移 転 適 地 無	自 然 崖 移 転 適 地 無

※2 保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条第1項第4号における要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替える等の採択基準の緩和要件あり。



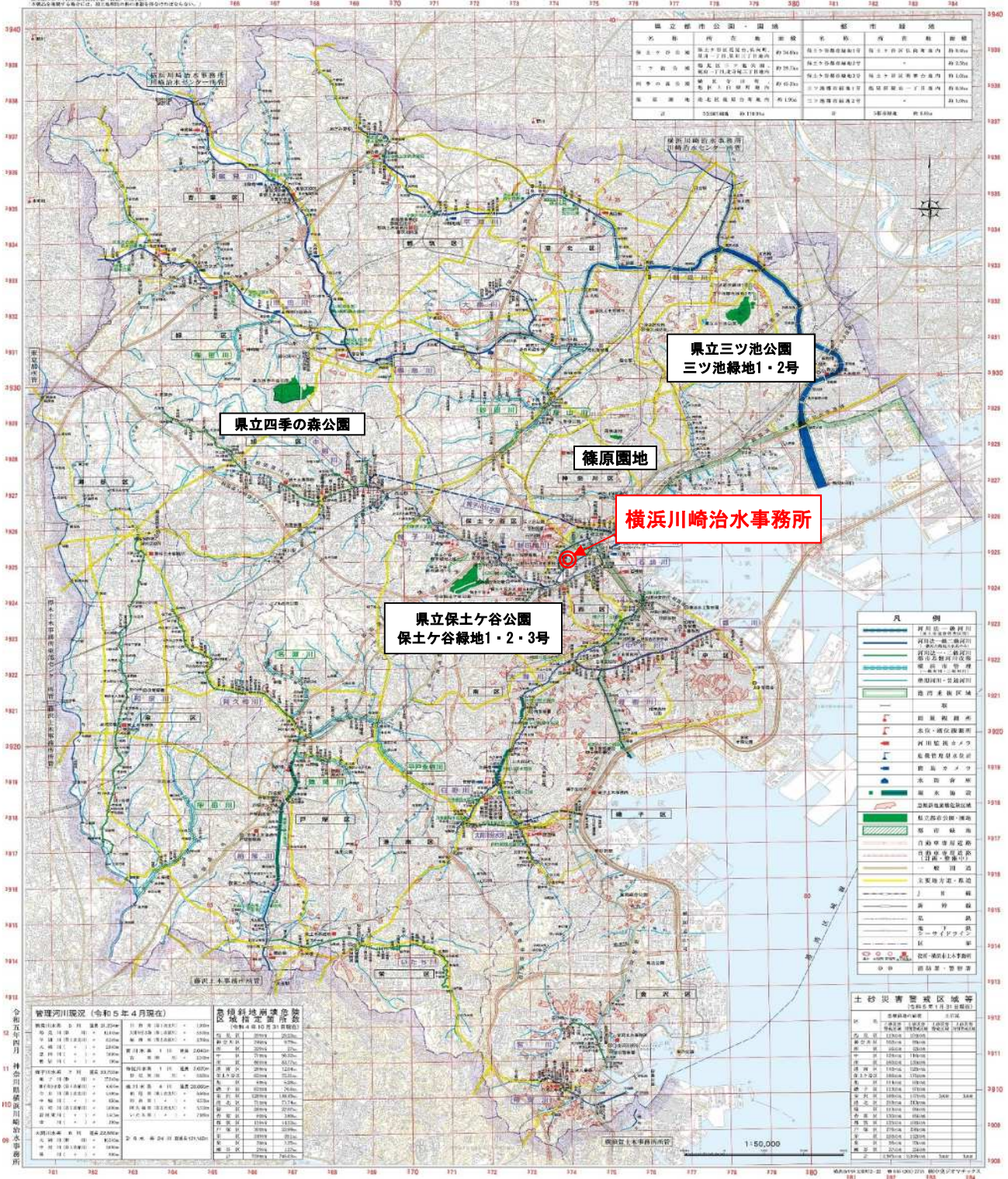
## イ 土砂災害警戒区域等の現況

令和6年4月1日現在

区名	指定区域（渓流）数					
	急傾斜地の崩壊		土石流		地滑り	
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
鶴見	119	104				
神奈川	102	89				
西	56	42				
中	129	116				
南	160	135				
保土ヶ谷	185	171				
港北	218	213				
青葉	130	85				
都筑	135	106				
磯子	113	97				
金沢	166	147	3	3		
戸塚	276	234				
港南	149	120				
旭	114	93				
緑	113	95				
瀬谷	37	25				
栄	156	142				
泉	36	33				
横浜市内合計	2,394	2,047	3	3	0	0

# (4) 都市公園等 ア 所管 (位置図)

## 横浜川崎治水事務所管内図



## イ 都市公園等の現況

名 称	開園面積	当初開園年月日	指定管理者等	主な施設
<b>保土ヶ谷公園</b> <small>(保土ヶ谷区) (種別：運動公園)</small>	34.0 ha	昭和 32 (1957) 年 4 月 9 日 (20.4 ha)	(指定管理者) (公財)神奈川県公園協会・(株)サカタのタネ・サカタのタネグリーンサービス(株)・(株)オーチューー	公園管理事務所、公園資料展示館、硬式野球場(NR 制度導入)、軟式野球場(2 面)、少年野球場(2 面)、サッカー場(天然芝)、ラグビー場(人工芝)、テニスコート(南北計9面)、体育館、プール(25m・スライダー他 3)、運動広場、梅園、池 等
<b>三ツ池公園</b> <small>(鶴見区) (種別：総合公園)</small>	29.7 ha	昭和 32 (1957) 年 4 月 9 日 (17.0 ha)	(指定管理者) (公財)神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービス(株)・(株)石勝エクステリア	パークセンター、コリア庭園、上の池、中の池、下の池、軟式野球場、テニスコート(4 面)、多目的広場、プール(25m・幼児用 2)、遊びの森、水辺の広場、ジャンボすべり台 等
<b>四季の森公園</b> <small>(緑区) (種別：風致公園)</small>	45.3 ha	昭和 63 (1988) 年 4 月 1 日 (20.0 ha)	(指定管理者) (公財)神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービス(株)・大和ハウスリアルティマネジメント(株)	公園管理事務所、ビジターセンター、ワークセンター、野外ステージ、遊具広場、じゃぶじゃぶ池、ジャンボすべり台、水車小屋、炭焼小屋、はず池、あし原湿原、しょうぶ園、展望広場、等
<b>篠原園地</b> <small>(港北区)</small>	1.9 ha	(管理指定普通財産) 昭和 40 (1965) 年 11 月 26 日	(管理業務受託者) 相武造園土木(株)	園地管理員詰所、広場、すべり台、ブランコ、砂場 等

## ウ 都市緑地の現況

名 称	面積	決定年月日	備 考
保土ヶ谷 都市緑地 1号	0.4 ha	昭和 59 (1984) 年 6月 1日	保土ヶ谷公園（保土ヶ谷区）の 周辺に点在し、緑地として都市 計画決定したもの  当初都市計画決定は 昭和 16 (1941) 年 5月 3日 面積：89.2ha（現在の保土ヶ谷 公園及び保土ヶ谷都市緑地 1， 2， 3号を含む）
保土ヶ谷 都市緑地 2号	2.5 ha	昭和 59 (1984) 年 6月 1日	
保土ヶ谷 都市緑地 3号	1.6 ha	平成 9 (1997) 年 9月 5日	
三ツ池 都市緑地 1号	0.5 ha	昭和 59 (1984) 年 6月 1日	三ツ池公園（鶴見区）の周辺に 点在し、緑地として都市計画決 定したもの  当初都市計画決定は 昭和 16 (1941) 年 5月 3日 面積：100.17ha（現在の三ツ池 公園及び三ツ池都市緑地 1， 2 号を含む）
三ツ池 都市緑地 2号	1.0 ha	昭和 59 (1984) 年 6月 1日	